

令和6年度入学者

鹿児島県医師修学資金貸与制度（地域枠制度）
ガイドブック

～ 鹿児島大学医学部医学科学学校推薦型選抜Ⅱ受験者用 ～

鹿児島県 暮らし保健福祉部
医師・看護人材課

1 制度の概要

本県の医師数は、全体で増加しているものの、鹿児島市に集中し、それ以外の地域では不足する、いわゆる「医師の地域偏在」の状況にあります。

この地域枠制度は、医師が不足している離島・へき地などの地域医療を守るため、鹿児島県における地域医療に従事しようとする強い意欲と情熱を持つ方を、鹿児島大学医学部医学科の一般入試とは別枠で特別（推薦）入試で選抜し、修学資金を貸与する制度です。

大学卒業後に県内のへき地医療機関等に所定の期間勤務するなどの条件を満たせば、修学資金の返還は免除されます。

2 出願について

(1) 出願要件（鹿児島大学医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱ）

次の各号に該当する者で、下記の推薦要件を満たし、鹿児島県内の高等学校長（中等教育学校長、高等部を置く特別支援学校の長及び文部科学大臣が認定又は指定する在外教育施設の長を含む。以下同じ。）が責任をもって推薦できる者

- ① 鹿児島県内の高等学校（中等教育学校、高等部を置く特別支援学校及び文部科学大臣が認定又は指定する在外教育施設を含む。以下同じ。）の学科に在学し、令和6年3月卒業見込みの者又は、鹿児島県内の高等学校を卒業した者
- ② 合格した場合は、入学することを確約できる者

○ 推薦要件

① 高等学校の学習成績概評がA以上で、鹿児島県における地域医療に従事しようとする強い意欲と情熱を持つ者

② 入学後は「鹿児島県医師修学資金」の貸与と鹿児島県キャリア形成卒前支援プランの適用を受け、大学卒業後は鹿児島県キャリア形成プログラムの適用を受ける者

※ 医師修学資金貸与制度

鹿児島県知事が指定する医療機関等に医師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、地域医療を確保することを目的とする制度

※ 鹿児島県キャリア形成卒前支援プラン

鹿児島大学医学部の教育カリキュラムを基盤としつつ、地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援することを目的とするプラン

※ 鹿児島県キャリア形成プログラム

医師が不足している地域における医師の確保と、対象医師の能力の開発・向上の両立を目的に、原則9年間、鹿児島県が指定するへき地を含む鹿児島県内の医療機関等で臨床研修及び就業をするプログラム

(2) 募集人員

20人

(3) 出願等手続き

鹿児島大学医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱに係る鹿児島大学への出願手続きのほか、同出願手続き期間中に別紙1「誓約書」を鹿児島大学学生部入試課へ提出します。

3 貸与について

(1) 貸与額

学 年	金 額	内 訳
第1学年	1,700,000円	授業料相当額 520,000円, 生活費 900,000円, 入学金相当額 280,000円
第2学年	1,420,000円	授業料相当額 520,000円, 生活費 900,000円
第3学年	1,420,000円	授業料相当額 520,000円, 生活費 900,000円
第4学年	1,620,000円	授業料相当額 520,000円, 生活費 900,000円, 図書購入費 200,000円
第5学年	1,620,000円	授業料相当額 520,000円, 生活費 900,000円, 図書購入費 200,000円
第6学年	1,620,000円	授業料相当額 520,000円, 生活費 900,000円, 図書購入費 200,000円
合 計	9,400,000円	

- ※ 入学金相当額 280,000円 (第1学年)
授業料相当額 年520,000円 (6年間)
生活費 月 75,000円 (6年間)
図書購入費 年200,000円 (第4～6学年)

(2) 貸与期間

令和6年4月から大学を修了する月まで(正規の修学期間に限る)。

※ 留年時などは貸与されません。(下記(6)参照)

(3) 貸与方法

口座振込により、毎年4回(4月, 7月, 10月, 1月)に分けて貸与します。

貸与日	貸与額	(参考) 第1学年時貸与額
4月前期授業料 納入日の前日	入学金相当額(第1学年) + 生活費(3月分) + 授業料相当額(半期分) + 図書購入費(第4～6学年)	765,000円
7月末日	生活費(3月分)	225,000円
10月後期授業料 納入日の前日	生活費(3月分) + 授業料相当額(半期分)	485,000円
1月末日	生活費(3月分)	225,000円

- ※ 第1学年の前期授業料納入日は5月であるが、他学年と同日の4月に貸与
※ 7月と1月の末日が土・日・祝祭日の場合は、金融機関の翌営業日に貸与

(4) 申請手続き

鹿児島大学医学部医学科学学校推薦型選抜Ⅱの合格者は、別紙2「第1号様式 修学資金貸与申請書」を合格発表後の指定された期日までに提出します。

※ 連帯保証人2名(独立した生計を営み、返済能力を有する者、うち1名は父又は母で可)が連署、押印する必要があります。

(5) 貸与契約の解除

大学在籍中に、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸与契約は解除されます。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき(留年等により修学の見込みがなくなると認められるとき)。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき(転学部又は転学科のときに限る)。
- ⑤ 死亡したとき。
- ⑥ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(6) 貸与の休止

休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は進級できなかつたこと等により同一学年の課程を再度履修する事実があつたときは、復学又は進級するまでの間、貸与を休止します。

4 貸与金の返還債務の免除について

(1) 業務従事期間の満了による場合【全額免除】

次の条件をすべて満たした場合、修学資金の返還債務は全額免除されます。

- ① 大学卒業後2年以内に医師免許を取得したこと。
- ② 医師免許の取得後直ちに知事が定める病院が実施する臨床研修に従事したこと。
- ③ 上記②の臨床研修を修了後、貸与期間の2倍に相当する期間内(12年間)に、1年間知事が定める病院(別紙3)で実務研修に従事し、かつ、通算して6年間へき地医療機関等(別紙3)においてその業務に従事したこと。

○ 卒業後の義務勤務等(上記②・③)

履行期間	義務勤務等	猶予期間
14年	臨床研修2年, 実務研修1年, 医療機関6年	5年 ※

- ・義務勤務等の医療機関6年間のうち、2年間は、離島・へき地医療機関で勤務
- ・猶予期間は、専門研修などのキャリア形成等に活用(※育児、介護休業等の期間については別途猶予期間に加算(R5.4.1条例改正))

【地域枠医師の勤務イメージ】

早期専門医取得のローテーションモデル

要件	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目			
(例)	義務	初期臨床研修		うち、実務研修(1年)及び、勤務6年														
	義務内年次	1年目	2年目	義務外	3年目	4年目	義務外	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	義務外	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目
	区分	初期臨床研修		専門研修	義務勤務	義務勤務	専門研修	実務研修	義務勤務	義務勤務	義務勤務	専門研修	義務勤務	義務勤務	【終了】			
研修/勤務先	県立病院又は鹿大病院		鹿大病院	地域中核医療機関		鹿大病院	県立病院(内、救)等	離島・へき地医療機関 <small>※医師の定数に達しない中核病院にて過1日程度研修</small>		鹿大病院		地域中核医療機関						
専門研修プログラム				基幹施設	連携施設		専門医取得	専門医更新(5年間)					専門医更新(5年間)					

受験資格取得

専門医更新

早期契約履行のローテーションモデル

要件	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	
(例)	義務	初期臨床研修		うち、実務研修(1年)及び、勤務6年												
	義務内年次	1年目	2年目	義務外	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目
	区分	初期臨床研修		専門研修	実務研修	義務勤務	義務勤務	義務勤務	義務勤務	義務勤務	義務勤務	義務勤務	義務勤務	【終了】		
研修/勤務先	県立病院又は鹿大病院		鹿大病院	県立病院(内、救)等	離島・へき地医療機関 <small>※医療機関の定数の中核病院にて過1日程度研修</small>		地域中核医療機関		地域中核医療機関							
専門研修プログラム				基幹施設	連携施設	特別連携施設	専門医取得	専門医更新(5年間)					専門医更新(5年間)			

受験資格取得

専門医更新

(2) 特定の事由により、業務の継続が困難となった場合【全額免除】

上記(1)の業務に従事している期間中に、業務により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合は、修学資金の返還債務は全額免除されます。

(3) 返還が免除される事由の発生による場合【全額又は一部免除】

修学生が貸与金の返還をすることとなる場合（下記5の(1)）において、死亡又は心身の著しい障害その他やむを得ない事由により、貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったときは、返還債務の全部又は一部に相当する額の免除が認められる場合があります。

5 貸与金の返還について

(1) 返還が必要な場合

返還債務の全部を免除される場合を除き、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額を当該事由が生じた日の属する月の翌月までに一括して返還する必要があります。

- ① 上記3の(5)により貸与契約を解除されたとき。
- ② 上記4の(1)の①～③に掲げる要件のいずれかを満たすことができなかつたとき。
- ③ 死亡したとき（上記3の(5)の⑤に該当する場合を除く。）。

(2) 返還利息

修学資金の貸与を受けた日から最後に修学資金の貸与を受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じ、年10%の割合で計算した額となります。

(3) 返還の猶予

修学生が災害、疾病その他やむを得ない事由により、修学資金を返還することが困難であると認められるときは、当該事由が継続している期間、返還債務の履行について、猶予が認められる場合があります。

6 制度からの離脱について

(1) 国の議論について

地域枠制度から離脱した場合の対応については、次のような議論等がなされています。

※ 以下の議論等は、「医療従事者の需給に関する検討会 第37回医師需給分科会資料 1より抜粋。

令和元年度第2回医道審議会医師分科会医師臨床研修部会（R1/7/3）

- 県や大学に十分に確認することなく、県や大学が地域枠離脱を妥当と評価していない研修希望者を採用決定した臨床研修病院に対して、臨床研修部会でヒアリングを行った上で、規定に則り医師臨床研修費補助金の減額等を行うことについて、どう考えるか。（→令和元年度より開始した。）
- 上記補助金の減額等に加えて、募集定員の減員又は臨床研修病院の指定の取消しを行うことについて、どう考えるか。（→今後検討予定。）

厚生労働大臣から日本専門医機構への意見及び要請（R2/10/5）

- 今後、都道府県の同意を得ずに地域枠を離脱し、専門研修を開始した者については、原則、日本専門医機構の専門医の認定を行わないこと。認定する場合も、都道府県の了承を得ること。（→日本専門医機構が実施。詳細は日本専門医機構HPを御参照ください。） 下記(2)留意

【（一社）日本専門医機構HP】

<https://jmsb.or.jp/senkoi/#an16>

(2) 制度離脱に係る県の対応について

本県では、次の事由により制度離脱した場合に限り、県の同意を得たもの（離脱もやむを得ない）とします。 ※ 誓約書の離脱要件等の3に誓約します。

- ① 退学、転学部又は転学科したとき。
- ② 心身の故障のため修学又は義務履行の見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 大学卒業後2年以内に医師の免許を取得できないとき。
- ④ 死亡したとき。

7 その他

- (1) 鹿児島大学離島医療人育成センターが開催する離島・へき地医療実習や学習会、鹿児島大学病院地域医療支援センターが開催する個人面談に原則として参加する必要があります。

- (2) 医師修学資金貸与制度に関する情報

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae03/kenko-fukushi/doctorbank/taisaku/syuugakutaiyo1.html>

8 問い合わせ先

鹿児島県 暮らし保健福祉部 医師・看護人材課 医師確保対策係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL：099-286-2653，2581

FAX：099-286-5928

E-mail：iryokaikaku-ishikakuho@pref.kagoshima.lg.jp

誓 約 書

私は鹿児島大学医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱに出願するに当たり、鹿児島県医師修学資金貸与制度（地域枠制度）における下記の従事要件及び離脱要件等に同意することを誓います。

記

【従事要件】

- 1 医師免許の取得後直ちに知事が定める病院が実施する臨床研修に従事すること。
- 2 上記1の臨床研修を修了後、貸与期間の2倍に相当する期間内（12年間）に、1年間知事が定める病院で実務研修に従事し、かつ、通算して6年間へき地医療機関等においてその業務に従事すること。

【離脱要件等】

- 1 大学在籍中に次のいずれかに該当するに至ったときは、貸与契約が解除され、地域枠制度を離脱すること。
 - (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき（留年等により修学の見込みがなくなると認められるとき。）。
 - (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき（転学部又は転学科のときに限る。）。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 大学卒業後に次のいずれかを満たすことができなかつたとき又は死亡したときは、地域枠制度を離脱すること。
 - (1) 大学卒業後2年以内に医師の免許を取得すること。
 - (2) 医師免許の取得後直ちに知事が定める病院が実施する臨床研修に従事すること。
 - (3) 上記(2)の臨床研修を修了後、貸与期間の2倍に相当する期間内（12年間）に、1年間知事が定める病院で実務研修に従事し、かつ、通算して6年間へき地医療機関等においてその業務に従事すること。
- 3 次のいずれかに該当しない事由により地域枠制度を離脱した場合は、県の同意を得ずに地域枠制度を離脱したことになること。
 - (1) 退学、転学部又は転学科したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学又は義務履行の見込みがなくなると認められるとき。
 - (3) 大学卒業後2年以内に医師の免許を取得できないとき。
 - (4) 死亡したとき。

鹿児島県知事 殿
鹿児島大学医学部長 殿

年 月 日

出願者 現住所 _____
氏名 (自署) _____
親権者 (後見人) 現住所 _____
氏名 (自署) _____

※ 出願者は必ず記載、親権者（後見人）については、出願者が未成年の場合のみ記載

へき地勤務医師等修学資金貸与申請書

へき地勤務医師等修学資金貸与条例に基づき修学資金の貸与を受けたいので申請します。
 なお、貸与を受けるについては、貸与条件を遵守し、卒業後は、へき地勤務医師等修学資金貸与条例第2条に規定するへき地医療機関等に勤務し、診療に従事することを誓います。

年 月 日

申請者 現住所 _____

氏 名 _____

申請者未成年の場合
 親権者（後見人）

住 所 _____

氏 名 _____

鹿児島県知事 殿

上記の者がへき地勤務医師等修学資金の貸与を受けたときは、本人と連携してその返還の債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

連帯保証人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

鹿児島県知事 殿

現住所	(〒)		写真ちょう付 (脱帽正面上半身像)			
氏 名	(フリガナ)					
性 別						
生年月日	年 月 日生 (満 歳)					
連絡先 電話番号						
義務教育 修了後 の学歴	学校	学部	学科	修業年限	修学期間	卒業・修了・中退・在学の別
連 帯 保証人	現住所	(〒)		現住所	(〒)	
		電話番号 ()			電話番号 ()	
	氏 名	(フリガナ)		氏 名	(フリガナ)	
	性 別			性 別		
	生年月日			生年月日		
	職 業 (勤務先)			職 業 (勤務先)		
	本人との続柄又は関係			本人との続柄又は関係		

別表1 修学資金貸与医師研修先・勤務先医療機関一覧

1 診療所

二次医療圏	開設者	番号	施設名	実務研修	運用区分		条例区分			
					離島・へき地医療機関	地域中核医療機関	へき地診療所	国保診療所	知事が指定する診療所 県保健所 市町村立	
鹿児島	鹿児島県	1	伊集院保健所	◎		●			○	
		三島村	2	竹島へき地診療所		●		○		
	3		硫黄島へき地診療所		●		○			
	4		大里へき地診療所		●		○			
	十島村	5	黒島へき地診療所		●		○			
		6	口之島へき地診療所		●		○			
		7	中之島へき地診療所		●		○			
		8	平島へき地診療所		●		○			
		9	諏訪之瀬島へき地診療所		●		○			
		10	悪石島へき地診療所		●		○			
		11	小宝島へき地診療所		●		○			
		12	宝島診療所		●		○			
	いちき串木野市	13	土川診療所			●			○	
南薩	鹿児島県	14	指宿保健所	◎		●			○	
		15	加世田保健所	◎		●			○	
	南さつま市	16	野間池診療所		●		○			
		17	笠沙診療所		●		○			
18	秋目診療所		●		○					
川薩	鹿児島県	19	川薩保健所	◎		●			○	
	薩摩川内市	20	上甕診療所		●			○		
		21	下甕手打診療所		●			○		
		22	下甕長浜診療所		●			○		
		23	下甕青瀬診療所		●			○		
		24	下甕内川内出張診療所		●			○		
		25	下甕瀬々野浦診療所		●			○		
		26	下甕片野浦出張診療所		●			○		
		27	鹿島診療所		●			○		
		28	里診療所		●			○		
出水	鹿児島県	29	出水保健所	◎	●				○	
	阿久根市	30	阿久根市国民健康保険大川診療所		●			○		
	出水市	31	出水総合医療センター野田診療所		●			○		
		32	出水総合医療センター高尾野診療所		●			○		
	長島町	33	獅子島へき地診療所		●		○			
		34	長島町国民健康保険鷹巣診療所		●			○		
35	長島町国民健康保険平尾診療所		●			○				
始良・伊佐	鹿児島県	36	始良保健所	◎		●			○	
		37	大口保健所	◎	●				○	
	始良市	38	始良市立北山診療所		●			○		
	霧島市	39	霧島市子ども発達サポートセンター			●			○	
曾於	鹿児島県	40	志布志保健所	◎	●				○	
	曾於市	41	恒吉診療所		●		○			
肝属	鹿児島県	42	鹿屋保健所	◎		●			○	
	大隅3市5町	43	大隅広域夜間急病センター			●			○	
	肝付町	44	岸良診療所		●			○		
	錦江町	45	宿利原巡回診療所		●		○			
		46	池田へき地診療所		●		○			
	南大隅町	47	辺塚へき地診療所		●		○			
		48	郡へき地出張診療所		●		○			
		49	大泊へき地診療所		●		○			
50		佐多診療所		●		○				
熊毛	鹿児島県	51	西之表保健所	◎	●				○	
	種子島産婦人科医院組合	52	屋久島保健所	◎	●				○	
	屋久島町	53	種子島産婦人科医院		●		○			
		54	永田へき地出張診療所		●		○			
	55	口永良部へき地出張診療所		●		○				
	56	栗生診療所		●		○				
奄美	鹿児島県	57	名瀬保健所	◎	●				○	
		58	徳之島保健所	◎	●				○	
	奄美市	59	奄美市住用国民健康保険診療所		●			○		
		60	奄美市笠利国民健康保険診療所		●			○		
	大和村	61	今里へき地出張診療所		●		○			
		62	国民健康保険大和診療所		●			○		
	宇検村	63	国民健康保険宇検診療所		●			○		
	瀬戸内町	64	瀬戸内町へき地診療所		●		○			
		65	与路へき地診療所		●		○			
	66	瀬戸内町国民健康保険池地診療所		●			○			
喜界町	67	喜界町国民健康保険診療所		●			○			
天城町	68	あまぎユイの里医療センター		●				○		
合計				13	59	9	29	22	13	4

休止中の医療機関は未掲載

実務研修…実務研修受入医療機関(離島・へき地医療機関の県保健所で2年間勤務する場合のみ)

2 知事指定病院

二次医療圏	開設者	番号	施設名	実務研修	運用区分		条例区分						
					離島・へき地医療機関	地域中核医療機関	知事指定病院						
							地域医療	へき地	小児産科	共同利用	公的	国立病院	離島救急
鹿児島	独立行政法人国立病院機構		国立病院機構鹿児島医療センター		●	○					○		
	日本赤十字鹿児島支部		鹿児島赤十字病院		●		○			○			
	公益財団法人昭和会		いまきいれ黎総合病院		●	○	○	○					
	公益社団法人鹿児島市医師会		鹿児島市医師会病院		●	○			○				
	鹿児島市		鹿児島市立病院		●	○		○		○			
	公益社団法人鹿児島共済会		南風病院		●	○	○						
	社会医療法人博愛会		相良病院		●		○						
	社会福祉法人 恩賜財団		済生会鹿児島病院		●					○			
	鹿児島県厚生農業協同組合連合会		鹿児島厚生連病院		●					○			
南薩	独立行政法人国立病院機構	1	国立病院機構指宿医療センター	◎		●	○				○		
	鹿児島県	2	県立薩南病院	◎		●	○	○		○			
	枕崎市	3	枕崎市立病院			●				○			
	南さつま市	4	南さつま市立坊津病院		●					○			
川薩	社会福祉法人 恩賜財団 済生会	5	済生会川内病院	◎		●		○	○		○		
	公益社団法人川内市医師会	6	川内市医師会立市民病院	◎		●	○						
	公益社団法人薩摩郡医師会	7	薩摩郡医師会病院		●					○			
出水	出水市	8	出水総合医療センター	◎		●	○	○			○		
	公益社団法人出水郡医師会	9	出水郡医師会広域医療センター	◎		●	○	○					
始良・伊佐	独立行政法人国立病院機構	10	国立病院機構南九州病院			●			○		○		
	鹿児島県	11	県立北薩病院	◎	●			○			○		
		12	県立始良病院	◎		●					○		
	霧島市	13	霧島市立医師会医療センター	◎		●	○	○			○		
社会医療法人青雲会	14	青雲会病院			●		○						
曾於	公益社団法人曾於医師会	15	曾於医師会立病院		●		○	○		○			
肝属	鹿児島県	16	鹿屋医療センター	◎		●	○	○	○		○		
	社会医療法人恒心会	17	恒心会おぐら病院	◎		●		○					
	垂水市	18	垂水市立医療センター垂水中央病院	◎		●		○			○		
	肝付町	19	肝付町立病院		●						○		
	公益社団法人肝属郡医師会	20	肝属郡医師会立病院		●			○	○				
熊毛	公立種子島病院組合	21	公立種子島病院		●						○		
	社会医療法人義順顕彰会	22	種子島医療センター	◎	●			○					
奄美	鹿児島県	23	県立大島病院	◎		●	○	○	○		○		
	奄美医療生活協同組合	24	奄美中央病院		●							○	
	医療法人徳洲会	25	名瀬徳洲会病院		●							○	
	医療法人南溟会	26	宮上病院		●							○	
合 計(網掛けを除く。)				14	10	16	10	14	4	2	13	2	3

対象外

鹿児島医療圏の病院(網掛け)は当面の間、対象外

実務研修…実務研修受入医療機関

地域医療…地域医療支援病院 へき地…へき地医療拠点病院 小児産科…小児科・産科拠点病院 共同利用…共同利用型病院

公的…公的医療機関(病院) 国立病院…独立行政法人国立病院機構

離島救急…離島地域における救急告示医療機関のうち、鹿大専門医PGとの連携がある医療機関

※一部の施設について、運用区分が変更となる可能性があります。